

市民や事業者の 皆さんの理解と 協力が必要です



犯罪の被害にあわれた方は、直接的な被害以外に、周囲の配慮に欠ける言動や風評などにより、精神的な苦痛や心身の不調（二次被害）に直面することがあります。

この条例では、市の責務に加え、市民や事業者の責務を定めています。犯罪の被害にあわれた方が再び平穏な暮らしを取り戻すためには、皆さんの理解と協力が必要です。犯罪被害者と、その家族の人権に配慮しましょう。

■市民の責務



犯罪被害者等の状況や支援の必要性を理解し、うわさなどによる二次被害や、地域社会での孤立を防ぐように努めましょう。

■事業者の責務



雇用する者が犯罪被害にあった場合、適切に手続きができるように関与し、勤務について配慮しましょう。

市民が安心して 暮らすことのできる 社会を目指して 犯罪被害者等支援条例 を制定しました

市は、犯罪の被害にあわれた方等が受けた被害を軽減・回復し、生活の再建を図り、地域社会全体で支え、市民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、「三原市犯罪被害者等支援条例」を令和7(2025)年4月1日に施行しました。

条例の内容や支援制度等については、こちらをご覧ください。



三原市 犯罪被害者等支援条例



〒723-8601

広島県三原市港町三丁目5番1号

三原市 生活環境部 人権推進課

TEL 0848-67-6044

FAX 0848-64-4103

MAIL jinken@city.mihara.hiroshima.jp

犯罪の被害に あわれた方や ご家族の方へ



ひとりで悩まず、ご相談ください

被害にあわれた方に 市が支援できること



● 総合相談窓口

犯罪被害者等が直面している様々な問題について、プライバシーに配慮しながら、ワンストップの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、また市および関係機関等の支援につないでいきます。

● 見舞金の支給

犯罪行為によりお亡くなりになった方のご遺族や、重傷病を負われた方に見舞金を支給します。

種類	金額	内容
遺族 見舞金	30万円	犯罪行為によりお亡くなりになった方の第一順位遺族である市民に支給します。
傷害 見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負われた市民に支給します。 (全治1月以上の療養を要する旨を証明できる医師の診断書があるもの)

※支給には要件があります。

● 居住の安定

犯罪等による被害によりそれまでの住居に住むことが困難となった場合、市営住宅等の一時的な提供など、必要な支援を行います。

● 雇用の安定

関係機関等と連携して、事業者の理解を深めるための機会の確保や、就業の支援その他必要な支援を行います。

● 安全の確保

犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害や二次被害を受けることを防止し、安全を確保するため、関係機関等と連携し、一時的な保護や、個人情報の適切な取扱いの確保その他必要な支援を行います。

国や県の制度も 利用できます



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギユつとちゃん」

● 国の制度

犯罪被害者給付制度

遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金があります。

給付制度について、詳しくは国HPへ→



● 県の制度

広島県二次被害防止・軽減支援金

報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱する場合、費用の一部を支援します。
支援金について、詳しくは県HPへ→



※それぞれ支給には要件があります。

主な相談先

● 総合相談窓口

三原市役所人権推進課（市役所3階）

0848-67-6044

[受付]月～金 8:30～17:15

（日曜祝日、年末年始休業）

● 警察

三原警察署

0848-67-0110

[受付]月～金 8:30～17:15

（日曜祝日、年末年始休業）

● 犯罪被害・性被害に関する相談

（公社）広島被害者支援センター

082-544-1110

[受付]月～土 9:00～17:00

（日曜祝日、8月13日～16日、年末年始休業）

性被害ワンストップセンターひろしま

082-298-7878（無料ダイヤル #8891）

[受付]24時間365日

● 法律相談

法テラス（日本司法支援センター）

0120-079-714（犯罪被害者支援ダイヤル）

[受付]月～金 9:00～21:00

土 9:00～17:00

（日曜祝日、年末年始休業）

● 人権相談（法務局）

みんなの人権110番

0570-003-110（全国共通人権相談ダイヤル）

[受付]月～金 8:30～17:15

（日曜祝日、年末年始休業）